

茨城県国民健康保険団体連合会からのお知らせ

○令和８年８月からの特定入所者介護(予防)サービス費(補足給付)の見直しについて

特定入所者介護(予防)サービス費(補足給付)は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院等の利用者のうち、低所得者を対象に、食費・居住費の負担を軽減する制度です。国が定める標準的な「基準費用額」と、利用者が負担する「負担限度額」との差額を介護保険から給付します。

令和８年８月１日より、特定入所者介護(予防)サービス費(補足給付)における食費・居住費の負担限度額・基準費用額が引き上がります。

具体的には、食事の基準費用額は１００円(日額)引き上がります。利用者の負担限度額が第３段階①に該当する方は食費が３０円(日額)、②に該当する方は食費が６０円(日額)引き上がります。居住費については、一部の方を除き、１００円(日額)引き上がります。詳しくは下記の表をご覧ください。

令和８年７月サービス以前の負担限度額

No.	利用者負担段階	食費負担限度額(日額)		居住費負担限度額(日額)						
		施設	短期入所	ユニット 型個室	ユニット型個 室的多床室	従来型個室		多床室		
						特養等	老健・医療院等	特養等	老健・医療院(※1)	老健・医療院等(※2)
1	利用者負担第3段階②	1,360	1,300	1,370	1,370	880	1,370	430	430	430
2	利用者負担第3段階①	650	1,000	1,370	1,370	880	1,370	430	430	430
3	利用者負担第2段階	390	600	880	550	480	550	430	430	430
4	利用者負担第1段階	300	300	880	550	380	550	0	0	0

令和８年８月サービス以降の負担限度額

No.	利用者負担段階	食費負担限度額(日額)		居住費負担限度額(日額)						
		施設	短期入所	ユニット 型個室	ユニット型個 室的多床室	従来型個室		多床室		
						特養等	老健・医療院等	特養等	老健・医療院(※1)	老健・医療院等(※2)
1	利用者負担第3段階②	1,420	1,360	1,470	1,470	980	1,470	530	530	430
2	利用者負担第3段階①	680	1,030	1,370	1,370	880	1,370	430	430	430
3	利用者負担第2段階	390	600	880	550	480	550	430	430	430
4	利用者負担第1段階	300	300	880	550	380	550	0	0	0

※1 室料を徴収する場合 ※2 室料を徴収しない場合

黄色が変更箇所

本会の審査上、食費の基準費用額について、上限となる１,５４５円を超えて明細書を請求された場合、返戻となりますが、１,５４５円以下の金額にて明細書を請求された場合は返戻なりません。明細書を修正する場合は、後日過誤調整することになりますので、ご注意ください。

明細書の作成について、ご不明な点がございましたら、ご利用されている介護請求ソフトのヘルプデスクにお尋ねください。

参考：『介護保険最新情報 Vol.1506 令和8年5月29日 厚生労働省老健局介護保険計画課、老人保健課「令和8年8月からの特定入所者介護(予防)サービス費の見直し等に係る周知への協力依頼について 計3枚(本誌を除く)」

○茨城県国民健康保険団体連合会のホームページについて

本会ホームページには、本会に提出する様式や請求するにあたっての注意事項などが掲載されております。その中でも利用されることの多いページへのリンク先及び様式について、以下の通りまとめましたので、ご活用ください。

(1)各種様式

介護保険事業者の皆様へ⇒様式集

URL: https://www.ibaraki-kokuhoren.or.jp/kaigo/kaigo_yoshiki/

① 介護給付費等の請求及び受領に関する届

こちらは事業所が介護保険請求を始めるときや代表者や振込口座の変更など本会に対する届の情報が変更になる際、記載いただく「届」の様式や「記載要領」を掲載しています。

届は紙帳票による申請も可能ですが、令和8年4月より電子請求受付システムによる電子での申請が可能となり、以降、電子申請を推奨しています。

電子申請するにあたっては、本会から送付している「電子請求登録結果に関するお知らせ」を使用し、電子請求受付システムにログインして申請いただくことになります。電子申請の場合、印鑑証明書や委任状が不要になるなど、円滑な申請が可能となります。

※申請内容により、電子申請ができない場合があります。詳しくは「記載要領」をご覧ください。

② 再発行依頼書

こちらは事業所にて「支払額決定通知書」や「電子請求登録結果に関するお知らせ」などを紛失し、再発行が必要な際、提出いただく様式です。

再発行した帳票の送付方法が「郵送」になる場合、再発行依頼書を送付いただく際、返信用封筒及び郵便切手を同封いただく必要がありますので、ご注意ください。

(2)返戻理由について

介護保険事業者の皆様へ⇒支払に関する通知等について

⇒請求明細・給付管理票返戻（保留）一覧表⇒エラーの解説

URL: https://www.ibaraki-kokuhoren.or.jp/kaigo/shiharai_tsuchisho/

トップページの「お知らせ」にて、本会からのお知らせを掲載しております。事業所あて連絡を掲載することもありますので定期的にご確認をお願いします。